

令和元年11月6日

増加する法律での計画策定の努力義務等への対応について

川崎市長 福田 紀彦

自治体は、働き方改革を進め業務を見直し、その効率化等を積極的に推進している。また、地方分権改革において、国は義務付け等の見直しを推進しているが、一方では第1次地方分権改革による、いわゆる通達行政の廃止以降、自治体に計画策定の努力義務やできる規定を課す法律が増加し、これに対応する自治体の業務は年々増している。

計画策定は、法律上、努力義務やできる規定となっているが、努力義務等であっても、国による法律の施行状況調査等が行われ、全国の自治体の状況が公表されることが多い中であって、当該計画に係る課題の深刻度や計画策定の重要性は自治体ごとに異なるにも関わらず、実態として策定しないという判断は難しい状況にある。さらに、こうした法定計画の策定等には、何ら財源措置がなされないものもあり、業務量に加え、自治体側の財政負担も少なくない。

増加する法律での計画策定の努力義務等への対応は、働き方改革を進める上で、また、自治体の自主性及び自立性を高める地方分権改革を進める上でも検討が必要な課題であり、広域的な共通課題でもあることから、下記について九都県市共同による研究を提案する。

【検討課題】

増加する法律での計画策定の努力義務等への対応の検討について

1 現状

- 自治体は、働き方改革を進め業務を見直し、その効率化等を積極的に推進している。また地方分権改革において、国は義務付け等の見直しを推進しているが、一方では法律に基づく計画策定の努力義務等が増加し、自治体の業務負担は増している。

◇働き方・仕事の進め方改革の推進

- ・本市では、将来にわたりより良い市民サービスを安定的に提供することを目指し「働き方・仕事の進め方改革」を推進しており、職員の意識改革を促し、業務改革・改善、長時間勤務の是正等に取り組んでいる。

◇地方分権改革の現在

- ・2000年の地方分権改革により、国と地方の関係は「上下主従」から「対等協力」とされるなど一定の進展を見ており、現在、第2次を迎え、提案募集方式を中心とした権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等が進められている。
- ・一方、第1次地方分権改革によって、国の関与の法定化がなされ、いわゆる通達行政が廃止されたが、以降、自治体に計画策定の努力義務やできる規定を課す法律が増加している。特に、近年制定される基本法では、自治体への計画策定の努力義務等を規定するものが見られ、これに対応する業務量も増加している。

◇立法による新たな実質的義務付け

- ・計画が対象とする課題の深刻度や、計画策定の重要性は自治体ごとに異なるにもかかわらず、法律は全国一律に計画策定の努力義務等を課している。
- ・計画策定は、法律上、努力義務やできる規定となっているが、国による策定状況の調査・公表などにより、実態として策定しないという判断は難しい状況にある。さらに、こうした法定計画の策定等には、何ら財源措置がなされないものもあり、業務量にくわえ、自治体側の財政負担も少なくない。
- ・同種の課題に対し、計画を義務付ける法律も多いため、自治体では似たような計画が乱立することになり、市民から見ても非常にわかりづらい計画体系となる懸念も大きい。

〔努力義務やできる規定による新規制定法律における計画等の義務付け状況〕

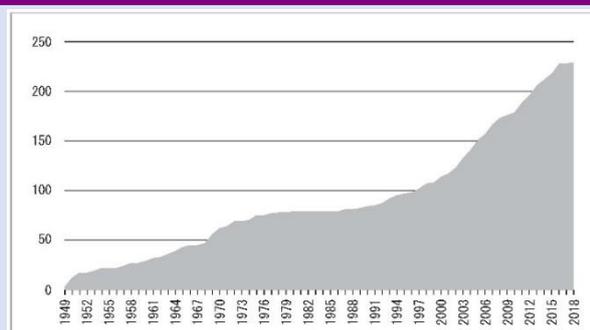
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H30	R1
法律数	2	4	2	6	8	2	7	3	6

〔出典〕川崎市調べ（申請等を伴うものを除く）H30までの法律はR1年5月16日現在

〔R1年度公布の自治体に計画策定の努力義務を規定した主な法律〕

- ・食品ロスの削減の推進に関する法律
(R1.5.31 公布)
- ・学校教育の情報化の推進に関する法律
(R1.6.28 公布・施行)
- ・日本語教育の推進に関する法律 など
(R1.6.28 公布・施行)

〔法律で市町村に求められている計画数の推移〕



〔出典〕今井照、「計画」による国-自治体間関係の変化、『自治総研』通巻477号、2018年、56ページ

2 現在の取組

● 川崎市における取組例

内容に応じて複数の法定計画について、まとめて1つの計画として策定

【本市例】

地球温暖化対策の推進に関する法律（義務）
気候変動適応法（努力義務）

地球温暖化対策推進基本計画

次世代育成支援対策推進法（できる規定）

子ども・子育て支援法（義務）

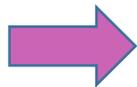
子ども・若者育成支援推進法（努力義務）

子どもの貧困対策の推進に関する法律（努力義務）

子ども・若者の未来応援プラン

【効果】・策定に係る業務量の軽減

- ・施策の全体像が1つの計画で把握可能
- ・シンプルな計画体系の構築 など



しかし、毎年、計画策定の努力義務等が増えており対応に苦慮している

増加する法律での計画策定の努力義務・できる規定等への対応は、

- 働き方改革や自治体の自主性及び自立性を高める地方分権改革を進める上で、全国一律の計画策定の努力義務等について、自治体の状況や負担等を考慮したものとする必要があること
- さらなる地方分権を進めていくためには、従来の権限移譲、義務付け・枠付けの見直しなど、法令執行の段階での改革に加え、立法プロセスで地方の声を反映させる仕組みや、地方分権の趣旨を踏まえた一定のチェック手続きの構築が必要であること

などの理由から、国への提言等を視野に入れ、九都県市共同による研究を提案する。

3 九都県市共同研究

- (1) 法律による計画策定の努力義務・できる規定等への対応状況・課題の共有
- (2) 有識者ヒアリング等の実施による、真の分権型社会にふさわしい立法プロセスや国と地方の役割分担、計画行政の在り方についての検討
- (3) 必要に応じて九都県市での一体の取組を検討